

国立大学法人大分大学利益相反アドバイザーボード細則

平成22年3月1日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学利益相反マネジメント規程（平成21年規程第57号。以下「規程」という。）第13条第2項の規定に基づき、アドバイザーボードの組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 アドバイザーボードは、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）が必要であると認めるときは、規程第2条第4項に規定する利益相反に関する専門的事項の諮問に対する意見及び委員会の審査結果について異議申立てがあった場合の助言又は提言を行う。

(組織)

第3条 アドバイザーボードは、次の各号に掲げるアドバイザーをもって組織する。

(1) 弁護士 1人

(2) 公認会計士 1人

(3) その他弁理士、税理士、学識経験者等で委員会が必要と認めた者 若干人

2 アドバイザーは、委員会の推薦に基づき、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は2年とし、再任を妨げない。

(守秘義務)

第5条 アドバイザーは、その任務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第6条 アドバイザーボードの事務は、研究・社会連携部社会連携推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、アドバイザーボードの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成22年細則第3号）

この細則は、平成22年3月1日から施行する。

附 則（平成22年細則第13号）

この細則は、平成22年4月1日から施行する。